

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：24302

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2023

課題番号：21K13097

研究課題名（和文）皇室への「献上」行為から読み解く近代日本における天皇権威の形成

研究課題名（英文）The Formation of Imperial Authority in Modern Japan - Analysis of Offerings to the Imperial Household

研究代表者

池田 さなえ（IKEDA, Sanae）

京都府立大学・文学部・准教授

研究者番号：10781205

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、明治4年の献上停止から同16年の献上再公認までの宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵「恩賜録」「侍従日録」「日録」「幸啓録」を網羅的に調査し、日本近世史・近代史研究の双方において空白の期間であった同時期においても天皇に対する献上が続いていたことを明らかにし、献上再公認に至る経緯を把握した。更に、この作業で明らかになった知見をもとに、献上再公認は明治4年から16年までの間、下から自発的になされた献上を追認し、その中から特に宮内省の重視する価値を浸透させる意図があったこと、それは近世的献上の「復活」ではなく新たな時代の社会編成原理の「建設」であったこと、の2点を明確にした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第一に、本研究はこれまで横断的研究が必ずしも十分でなかった日本近世史研究と近代史研究を架橋するものであり、双方の射程や視野を広げるものとなることが期待される。第二に、より重要な点として、分析手法の波及効果が期待できる。本研究で分析対象とした献上は、本研究の対象とする時期において包括的にまとめられた史料が存在せず、その全貌を掴むことが極めて困難であった。本研究はこのような対象を可能な限り正確に把握する方法、およびそれらを質的のみならず量的に分析する手法を考案した点において、同種の問題を抱えるその他の研究においても今後応用されるものとなるだろう。

研究成果の概要（英文）：This study conducted a thorough investigation of the archives held by the Imperial Household Agency Archives and Mausolea Department from the suspension of offerings in 1871 to the re-authorization of them in 1883, and clarified that offerings to the Meiji Emperor continued during this period, which was a blank period in the study of both early modern and modern Japanese history, and reconstructed the process that led to the re-official recognition of offerings. Based on the findings revealed in this work, two points were clarified: 1) the re-authorization of offerings was intended to ratify the offerings made voluntarily from below between 1871 and 1883, and to instill values that the Imperial Household Ministry particularly valued among them, and 2) this was not a revival of early modern offerings, but rather a construction of the principles of social organization appropriate to a new era.

研究分野：歴史学 日本近代史

キーワード：献上 皇室 近代天皇制 明治 献品取扱内規

1. 研究開始当初の背景

(1) 近世史研究における献上 先行研究

献上という行為は、幕藩制国家においては諸身分集団相互の社会的関係を確定・保証する体制的秩序維持行為であったため、日本近世史研究では蓄積の厚いテーマといえる。

武家社会においては大名から幕府への年頭・八朔の太刀目録等献上【川島 1999】【二木 2003】、大名から幕府への隼など鳥類の献上【越坂 2020, 2021】などで指摘されてきたように、献上は大名の官位・家格・石高・将軍家との親疎等によって次第・作法や贈る品目に至るまで厳格に定められていた。武家社会と朝廷・公家社会の間でなされる献上においては、朝廷・公家に対する献上とその見返りとしての官位授与が、朝廷・公家の経済力と家格の不一致を補うものとして機能したことが指摘されている【藤田 2013】。村や町などの非支配者集団から支配者集団への献上では、村の上位権力に対する自己主張の有効な手段になるとともに、村内での秩序維持にも一躍買っていたことがわかっている【大友 1999】【吉岡 2016】【坂田・吉岡 2014】。大友一雄が指摘するように、近世社会における献上は、「モノを贈る側の主体的な判断によるものではなく、幕府が諸大名・旗本などの家格・身分に応じて、献上・贈答の品物・規模(数量)を取り決めていた。それは藩内でも同じであり、当時の政治社会にあって贈答行為はまさに不可分のものとして存在した」【大友 1999】のであった。

(2) 近代史研究における献上 先行研究

明治新政府が成立し、近代化の早期達成・国民統合の推進の必要から身分制が廃止され、身分・家格制度が体制的根拠を失うと、明治以降の献上は、個々の社会的関係を最終的に確定・保証するものではなくなる。新政府によって天皇と個別の集団との特別な紐帯の切断が意図されると、献上をはじめとする近世的制度に代わって、個人の栄典【刑部 2008】(位階【藤井 1990】【西川 1996】・勲等【福井 1989】【ブリーン 2020】・爵位【鈴木 1980】【大久保 1993】・宮中席次【園田 1984】【西川 1996】・褒章制度【袁 2022】)、族籍、葬祭儀礼、その他の法制的表現が明治国家の中での社会的諸関係「一君万民」の建前のもとでの天皇と個人の距離を規定するものとして新たに位置づけられてゆく。

(3) 近世史研究と近代史研究における献上研究の空白

しかし、明治期に入っても天皇への献上は消え去ったわけではなかった。法令のレベルで見ると、確かに明治4(1871)年8月15日、諸国からの献上を一切停止する太政官布告第409号が発せられている。そのことは日本近世史研究でも十分知られてきたところであった。一方、それから12年後の明治16年9月22日、宮内省にて「献品取扱内規」が定められ、裁可されている(のち、同24年2月2日改正)ように、献上が事実上再公認されていることは近世史研究において全く指摘されていない【大友 1999】【越坂 2019, 2020, 2021】【東 2023】。近代史研究においては一部で指摘がある【白石 2015】【長佐古 2019】ものの、それ以前の近世における献上や明治4年の献上全面停止との関係が問われず、専ら個別献上物品に即した興味の対象となる【五味 2019】【保科 2018, 2020】。

以上のように、現在の日本近世史・近代史研究においては、身分制が崩壊したのちそれに代わる社会編成原理が作られてゆく過程の中で、献上という行為はその原理を構成するものとしては完全に脱落してしまったのか、それとも新たな装いをまとって生まれ変わったのか全くわからない。そもそも、現段階では明治16年の献上再公認がどのような論理・背景によってなされたのか自体十分明らかでない。

2. 研究の目的

以上の研究状況と課題を踏まえ、本研究ではまず①明治4年の献上停止～同16年の献上再公認に至る経緯を詳らかにすることを目指した。そしてこの作業で明らかになった知見をもとに、②献上再公認は政府や宮内省の政策的意図だったのか、あるいは下からの自発的な動きが政府あるいは宮内省の政策決定に影響を与えた結果だったのか、③それは近世的献上の「復活」だったのか、あるいは新たな時代の社会編成原理の「建設」であったのか、の2点を明確にすることとした。

3. 研究の方法

上記の目的にアプローチするために本研究では以下の作業を行った。

(1) 使用した史料

献上全面停止～献上再公認の期間における献上事例を包括的に示した史料は存在しない。したがって、以下複数の方法を組み合わせて献上の全貌に可能な限り接近することを試みた。なお、以下いずれの史料も特に断りのない限り、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵史料である。

古来献上と下賜はセットであったことは夙に指摘されていることから、下賜事案をまとめた「恩賜録」(宮内省庶務課作成)から間接的に献上事案を探る方法

「恩賜録」は庶務課(のち内事課 明治19年2月宮内省官制以降、大臣官房総務課 明治40年10月宮内省官制改正以降)扱いである。明治24年改正の「献品取扱内規」及び3月24日の「内事課伺」では、一般献上品は内事課が、皇太后・皇后・東宮への献上は各大夫が、外国人の献上は外事課が、天皇・皇太后・皇后・東宮・直宮などへの連名宛献上は内事課が扱うことになっていた。ここから推測すると、日本人による天皇への献上は庶務課 内事課 大臣官房総務課の系譜において処理されていたと思われる。しかし、明治13年6月12日には宮内省議で原則として献上への下賜はしないことに評議一決している。実際にはその後も下賜を伴った例が依然として存在するが、これ以降の「恩賜録」からは献上の件数がそれ以前よりも低く出ていると考えられる。そこで、少しでも献上の実数に迫るために明治13年6月12日~同16年9月22日までの庶務課作成の簿冊を確認したところ、該当するものがなかったため、以下の簿冊を補助的に検討することとした。

庶務課を通さず侍従職で直接処理された献上も存在した可能性を考慮し、「侍従日録」(明治8年~)「日録」(侍従職作成、明治15年~)から抽出する方法

対象とする時期においては天皇の六大巡幸のうち5つの巡幸がなされている。六大巡幸時になされた献上は特に庶務課により「幸啓録」に記録されたが、献上に対して下賜をせずに「御留置」となる場合があったことが刊行史料から断片的に知られるため、「幸啓録」の中から上記史料群に把握されなかった献上を抽出する方法

(2) データの取得

まず、前掲2.の目的①および②に対応して、以下のデータを作成して考察した。

1. 明治16年「献品取扱内規」の施行細則として策定された「献品規程」に示された、献上を認める品目に附番し、簡単なラベルを付した。その結果は以下の通りである。

「発明品・外国模造品献上」、「表彰物献上」、「発掘採取品献上」、「自作改良品献上」、「古書画・古器物献上」、「自著献上」、「自作書画献上」、「自作・自飼外来品種献上」、「長寿献上」、その他

2. 実際に明治4年8月15日の献上全面停止~同16年9月22日の献上再公認の間にも献上が続いていて、それがその後の「献品取扱内規」および「献品規程」に反映されている場合、「献品取扱内規」および「献品規程」には「現状の追認」の可能性がある。一方、この期間に献上がなかったか、あるいは「献品取扱内規」および「献品規程」と献上実態との間に不一致がある場合、「献品取扱内規」および「献品規程」には明治16年9月22日時点での政府の政策的意図の可能性がある。このように推論した上で、その検証のためには、献上全面停止から再公認までの期間に実際になされた献上の事例を可能な限り網羅的に把握することが必要になる。

そこで、前掲「恩賜録」「侍従日録」「日録」「幸啓録」から、献上全面停止から再公認までの期間に実際になされた献上の事例を抽出し、原表をまとめた。この原表における列項目は、年・月・日・進献者/伝献者・献上物品・カテゴリー・備考(肩書・経歴・出身地・族籍・処理等)・出典である。「カテゴリー」欄は、上述1の附番に従って各献上品目をそれぞれカテゴライズしたものである。

3. 「下からの自発的な献上」を「非在官者・非官位保持者」による献上と定義したうえで、上で作成した原表と西川誠「明治期の位階制度」(『日本歴史』577、1996年)、『法令全書』をもとに、原表の進献者の中から非在官者・非官位保持者を特定し、それらによる献上のみを抽出した表2を作成した。

4. 原表・表2をもとに、献上停止~再公認までの期間の献上総件数と非在官者・非官位保持者の献上件数をグラフ化した図を作成した。

5. 非在官者・非官位保持者の献上件数に影響を与えうる条件として六大巡幸の存在が想定できることから、その影響を検証するため、原表・表2から、献上総件数に占める六大巡幸時の献上件数を示した表3を作成した。

6. 献上全体と非在官者・非官位保持者の献上を、「献品規程」に示された献上が認められる品目要件 ~ のカテゴリーごとに分類・計上した表4を作成した。

以上の図表のうち、図と表3・4は本文末尾にまとめている。

次に、前掲2.の目的③に対して、献上全面停止から再公認に至る期間になされた献上願書のナラティブに注目し、質的分析を行った。

以上の調査と並行して、近世史における献上を扱った研究・六大巡幸に関する研究等先行研究

の追加調査を行った。

4. 研究成果

(1) 図表の分析から

図・表 3 から、献上件数は全体として見て明治 9 年より増加トレンドに入るが、特に六大巡幸年には非在官者・非官位保持者からの献上件数増加の影響を受けて献上件数自体が突出することがわかった。表 4 も加えると、明治 16 年 9 月 22 日の献上再公認 = 「献品取扱内規」「献品規定」は、献上停止～献上再公認の間から自発的になされた献上の追認、かつその中から特に宮内省の重視する価値の表明という性格が最も濃厚で、補助的に当時の政府の政策的期待も込めた規定として策定されたと考えられる。

特に古書画・古器物献上と長寿献上は六大巡幸との関連が濃厚であった。しかし「古書画・古器物献上」は改正「献品取扱内規」では献上を認める品目から外れる。また、そのほかの品目においても、内外の表彰要件が緩和される。同時期における政府の政策状況に鑑みると、天皇への献上は政策の整備、国家的褒章制度の確立、国内産業の発展の過渡期になされたそれら政策の代替的措置として位置づけられ、また認識されていたと評価できる。

(2) 献上願書のナラティブ分析から

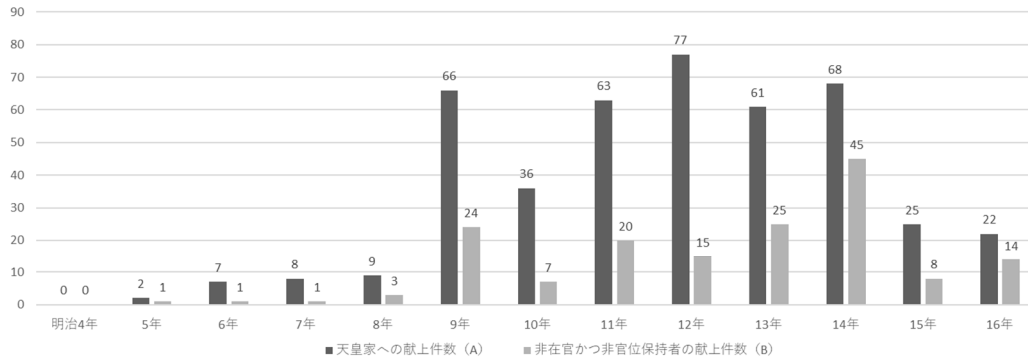
下から自発的になされた献上の多くは、ナラティブ面では天皇の「国恩」「冥加」への返礼という論理を持ち、何らかの特権供与を求めるものではなかった。これは、近世的献上の論理、すなわち献上に対して何らかの見返りとしての特権供与を求めることが当然の主張として認められた「互酬性の原則」とは全く異質であると位置づけられる。

これに対し、宮内省は下からの自発的な献上には比較的寛大に受け入れる構えを示していたが、献上願書に対する宮内省の指令には、定例化の回避・市場経済上の関係（売買関係）への変換を徹底していたことがわかることから、宮内省は近世的献上の復活・進献者との個別の関係形成、それによる特権形成には明確に否定的立場をとっていたことがわかった。

(主な参考文献：著者名の五十音順)

袁甲幸「褒賞条例と地域社会における「名望」の形成」『ヒストリア』295、2022年/大久保利謙『華族制の創出』吉川弘文館、1993年/大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』吉川弘文館、1999年/刑部芳則「栄典制度の形成過程 官僚と華族の身分再編を中心に」『日本史研究』553、2008年/同「明治時代の勲章制度」『中央史学』35、2012年/川島慶子「寛永期における幕府の大名序列化の過程 元日の拝賀礼の検討を通して」西村圭子編『日本近世国家の諸相』東京堂出版、1999年/同「寛永期の大名の身分序列について 正月二日の拝賀礼の検討を通して」『史艸』40、1999年/國分航士「大正期皇室制度改革と「会議」 帝室制度審議会と「栄典」の再定置」御厨貴編著『天皇の近代 明治150年・平成30年』千倉書房、2018年/越坂裕太「近世前期における献上と大名家格秩序 宗家の「十万石以上格」創出に注目して」『日本歴史』856、2019年/同「長門萩毛利家における準献上の位置 幕藩関係における「内献上」の構造化」九州大学基幹教育院『鷹・鷹場・環境研究』4、2020年/同「甲斐柳沢家の巢鷹献上 御用鷹としてのハイタカの献上事例に着目して」『鷹・鷹場・環境研究』5、2021年。以上3点はのちに後述の諸研究とともに九州大学大学院文学研究科博士論文「近世大名による献上行為の儀礼化に関する研究」としてまとめられた/五味聖「大礼 慶祝のかたち」宮内庁三の丸尚蔵館編『大礼 慶祝のかたち』宮内庁、2019年/坂田聡・吉岡拓『民衆と天皇』高志書院、2014年/ジョン・ブリー「勲章外交 明治天皇と世界の君主たち」瀧井一博編著『「明治」という遺産 近代日本をめぐる比較文明史』ミネルヴァ書房、2020年/白石烈「明治・大正両時代御手許写真の来歴」『書陵部紀要』67、2015年/鈴木正幸「華族制をめぐる若干の問題」『日本史研究』211、1980年/園田英弘「宮中席次の思想 明治前期社会階層秩序の形成過程」飛鳥井雅道編著『国民文化の形成』筑摩書房、1984年/高木博志『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房、1997年/長佐古美奈子「明治初期皇室の贈答行為に関する一考察 主に美術工芸品について宮内省記録から概観する」『学習院大学史料館紀要』25、2019年/西川誠「明治期の位階制度」『日本歴史』577、1996年/同「大正後期皇室制度整備と宮内省」近代日本研究会編『年報・近代日本研究』20 宮中・皇室と政治』山川出版社、1998年/長谷川成一『近世国家と東北大名』吉川弘文館、1998年/東昇『京都の産物 献上・名物・土産』臨川書店、2023年/福井淳「日本における叙勲制度の形成について」『歴史評論』466、1989年/藤井讓治「明治国家における位階について」『人文学報』67、1990年/藤田覚『幕末の天皇』講談社、2013年/二木謙一『武家儀礼格式の研究』吉川弘文館、2003年/保科英人「明治百五拾年 近代日本ホテル売買・放虫史」『伊丹市昆虫館研究報告』6、2018年/同「宮内庁書陵部所蔵『進献録』に記された近代期天皇家及び宮家への昆虫の献納」『福井大学教育・人文社会系部門紀要』4、2020年/前田修輔「明治後期の皇室喪礼法制化と帝室制度調査局」『日本史研究』659、2017年/同「法制下の国葬」『日本歴史』842、2018年/宮間純一『国葬の成立 明治国家と「功臣」の死』勉誠出版、2015年/吉岡拓「近世後期地域社会における天皇・朝廷権威 丹波国桑田郡山国郷禁裏御料七ヶ村の鮎献上（網役）を事例に」『恵泉女学園大学紀要』28、2016年

図：明治4年～同16年の天皇家への献上件数



註1：明治4年は8月15日から、明治16年は9月22日までの献上件数について、「恩賜録」「侍従日録」「日録」「幸啓録」収録分の合計を計上した。「侍従日録」収録分については、献上者が侍従に手渡した人か不明の場合も含む。また、皇族から天皇への贈与、官省からの業務上の書類や日用品（毎朝の新聞、侍医からの薬など）等の手渡し、天覧からの「御留置」、注文品の納品を意味する「献上」「差し上げ」と判断されたものは除外した。但し、天覧からの「御留置」については、最終的な処理が「献上」扱いならば献上としてカウントした。

註2：買上のつもりで注文したところ、製作者等が献上を願った場合、最終的な処理が「献上」扱いならば計上した。

註3：明治6～7年の間になされた「華族花園賞証」による花園家伝来の琵琶の献上は明治6年に含めた。

註4：明治8～9年の間に二度なされた京都府の松尾忠晴による自製の茶献上は、明治8年、9年にそれぞれ一度として計上した。

註5：天皇・皇后二人宛の献上は1件、「宮内省へ」と明記のあるものは天皇宛とし、皇后・皇太后・皇族宛のものは除外した。

表3：全献上件数に占める六大巡幸時の献上の割合

年	天皇家への献上件数(A)	六大巡幸時になされた献上件数(B)	(B)/(A) × 100 (%)
明治4年	0	—	—
5年	2	0	0
6年	7	—	—
7年	8	—	—
8年	9	—	—
9年	66	26	39
10年	36	—	—
11年	63	7	11
12年	77	—	—
13年	61	31	51
14年	68	55	81
15年	25	—	—
16年	22	—	—
計	444		

註：六大巡幸のない年の献上および割合は「—」と表記した。

表4：「カテゴリー」別非在官者・非官位保持者の割合

	(A)献上総件数	(B)うち、非在官者・非官位保持者の献上件数	(A)中(B)の割合(%)
	11	2	18
	0	0	0
	3	2	67
	6	4	67
	121	38	31
	23	17	74
	15	10	67
	7	2	29
	15	15	100
	244	75	31
合計	445	165	
重複を除いた合計	444	164	

註1：「(A)中(B)の割合(%)」は小数点以下を切り捨てとした。

註2：会社の献上は運営母体が行政機関にあたる場合は「在官者」として計算した。

註3：神官・教官は非在官者・非官位保持者として計上した。

註4：在官者・非役有位者の親族は非在官者・非官位保持者に含まない。

註5：(A)及び(B)の件数合計が表2、3、図の件数合計を超過する分は、カテゴリー の他カテゴリーとの超過分を各1件として計上したことによる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 池田さなえ	4. 巻 23
2. 論文標題 明治政治史における「宮中」 「明治二〇年代の御料地「処分」とは何であったか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大手前比較文化学会会報	6. 最初と最後の頁 12 23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 池田さなえ
2. 発表標題 皇室への「献上」行為から読み解く明治国家の秩序意識形成
3. 学会等名 象徴天皇制研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 池田さなえ
2. 発表標題 明治政治史における「宮中」
3. 学会等名 大手前比較文化学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 池田さなえ
2. 発表標題 近代献上の誕生 明治国家の秩序形成に関する考察
3. 学会等名 國學院大學国史学会大会（招待講演）
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 岩城 卓二、上島 享、河西 秀哉、塩出 浩之、谷川 穰、告井 幸男	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 388
3. 書名 論点・日本史学	

1. 著者名 笠原英彦編著	4. 発行年 2025年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 320
3. 書名 天皇と皇室の政治史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

(取材協力)「皇室「献上」誘い コメも野菜も「名誉という意識 根強く」」『朝日新聞』2023年7月20日
--

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------